

2023年3月吉日

受益者の皆さまへ

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

弊社投資信託にかかる約款変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記につきまして、下記のとおり、弊社投資信託、当該投資信託が投資対象とする親投資信託にかかる約款の変更を実施することになりましたので、お知らせいたします。

弊社では、本件約款変更が投資信託及び投資法人に関する法律、ならびに投資信託約款に定める「変更の内容が重大なもの」に該当しないと考えております。

受益者の皆さまにおかれましては、何卒ご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象ファンド

- ① 農林中金<パートナーズ>長期厳選投資 おおぶね
- ② 米国企業価値フォーカスマザーファンド

2. 変更内容および変更理由

「農林中金<パートナーズ>長期厳選投資 おおぶね」について、つみたて NISA の対象商品として基本的な要件を満たすことになると考えられるため、金融庁へ届出を予定しております。かかる中、つみたて NISA の要件に沿った表記に改めるため、約款におけるデリバティブ使用用途について、所定の変更を行います。

本変更にて対象ファンドの商品の同一性や基本的な性格が変わるものではありません。

3. 約款変更の適用日

2023年3月21日付で、別紙の新旧対照表のとおり変更いたします。

4. 本件にかかるご照会先

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社 営業部

お客様専用フリーダイヤル 0120-439-244

以上

追加型証券投資信託

「農林中金＜パートナーズ＞長期厳選投資 おおぶね」

変更内容（新旧対照表）

(新)	(旧)
<p>運用の基本方針</p> <p>約款第 <u>17</u> 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 上場株式（マザーファンドの信託財産に属する上場株式を含みます。）の実質投資割合は、原則として投資信託財産総額の 50%超を基本とします。ただし、株式市場の流動性やファンドの資産規模等の状況に応じて、ファンドの現金比率を高めることがあります。</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ <u>デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません</u></p> <p>⑪ <u>外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</u></p> <p>⑫ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>約款第 <u>18</u> 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 上場株式（マザーファンドの信託財産に属する上場株式を含みます。）の実質投資割合は、原則として投資信託財産総額の 50%超を基本とします。ただし、株式市場の流動性やファンドの資産規模等の状況に応じて、ファンドの現金比率を高めることがあります。<u>また、運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用する場合があります。</u></p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産</p>

の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(先物取引等の運用指図等)

第 22 条 (略)

②～③ (略)

(削除)

(外国為替予約の指図および範囲)

第 25 条 委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②～③ (略)

の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(先物取引等の運用指図等)

第 22 条 (略)

②～③ (略)

④ 第 1 項から第 3 項に掲げる取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合がありますが、運用の効率化を図ることを目的とし、レバレッジ等の増大を主な目的とはしません。

(外国為替予約の指図および範囲)

第 25 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②～③ (略)

親投資信託

「米国企業価値フォーカスマザーファンド」

変更内容（新旧対照表）

(新)	(旧)
<p>2. 運用方法</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 株式への投資割合は、原則として投資信託財産総額の50%超を基本とします。ただし、株式市場の流動性やファンドの資産規模等の状況に応じて、ファンドの現金比率を高めることがあります。</p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ <u>デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</u></p> <p>⑩ <u>外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</u></p> <p>⑪ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>	<p>2. 運用方法</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 株式への投資割合は、原則として投資信託財産総額の50%超を基本とします。ただし、株式市場の流動性やファンドの資産規模等の状況に応じて、ファンドの現金比率を高めることがあります。<u>また、運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用する場合があります。</u></p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>

<p>(先物取引等の運用指図等)</p> <p>第 19 条 (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(外国為替予約の指図および範囲)</p> <p>第 22 条 委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</p> <p>②～③ (略)</p>	<p>(先物取引等の運用指図等)</p> <p>第 19 条 (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ <u>第 1 項から第 3 項に掲げる取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合がありますが、運用の効率化を図ることを目的とし、レバレッジ等の増大を主な目的としません。</u></p> <p>(外国為替予約の指図および範囲)</p> <p>第 22 条 委託者は、<u>投資信託財産の効率的な運用に資するため</u>、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</p> <p>②～③ (略)</p>
--	--